第４章　校内支援体制の整備と連携

Ｑ２６　校内支援体制とは，どのようなものですか。

Ａ　校内支援体制とは

(1) 全職員が、障害に関する理解を深め、特別な教育的ニーズがある生徒に気づき、担任や一部の担当職員に任せるのではなく、全職員の共通理解のもと、協力して学校全体で支援するというシステムです。

(2) 保護者と連携・協力して支援するシステムです。

(3) 学校外の関係機関等と連携を図り、校外の支援を積極的に学校の支援に取り入れるシステムです。

※引用：「-LD・ADHD・高機能自閉症のある-特別な教育的支援を必要とする子どものためのＱ＆Ａ」（平成 16 年 4 月　千葉県教育委員会）

すなわち、特別な教育的支援を必要とする生徒のために、関係者の力を結集し、適切な支援を行うためのシステムです。体制づくりのために、

①校内委員会を設置します。⇒　Ｑ２８

②特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌上の位置づけを行います。

⇒　Ｑ２９

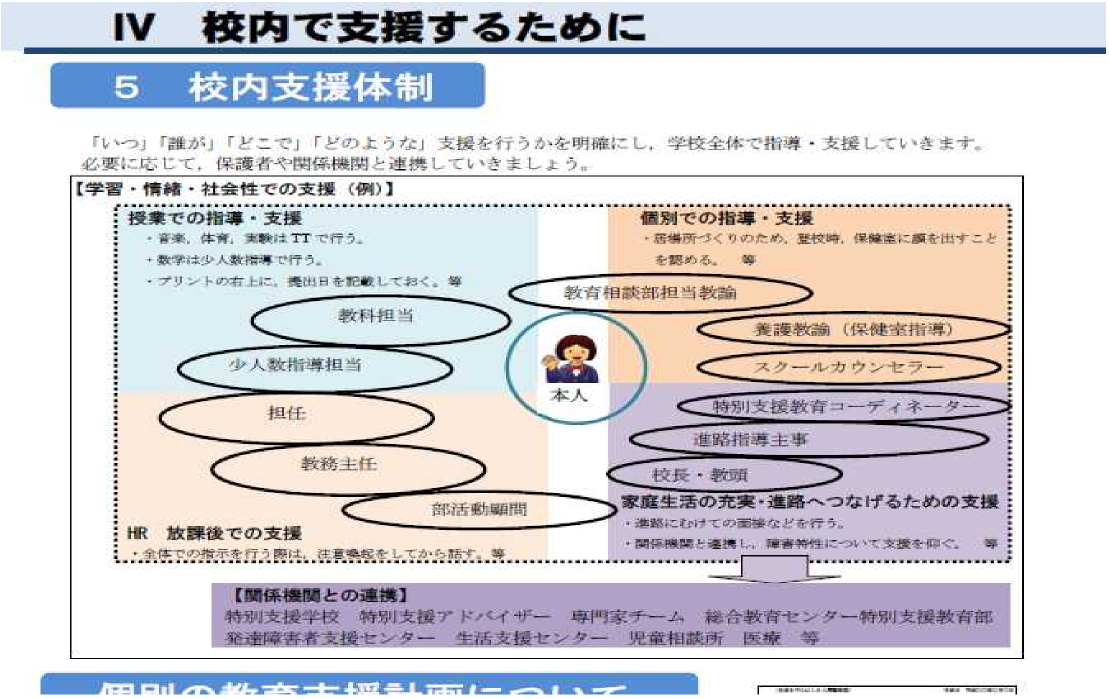

※引用：「高等学校における学びを支えるための支援ガイドブック」（平成 24 年 3 月　千葉県総合教育センター）

Ｑ２７　校内支援体制を整える上での留意点は何ですか。

Ａ－１　チームでの支援

校内支援体制は、校内の全職員だけではなく、校外の関係機関、保護者など、様々な立場の人々の共通理解と協力によって支えられるものです。

それは、以下のような理由が考えられます。

① 発達障害の可能性のある生徒に効果的な支援をするためには、担任一人が持っている情報だけでは十分ではない。

② 担任一人で行える援助には、限りがある。

③ 教職員がそれぞれに異なる方針で生徒に関わることは、生徒を更に混乱させる危険性がある。

校内支援体制の意義を「一人の生徒を多角的、総合的にとらえ、豊かな人間関係の中で健全な育成を目指すための基本」と考え、関係者一人一人にそれぞれの役割を積極的に果たそうとする姿勢と実行力が重要です。

Ａ－２　担任への支援

生徒の問題は、まず担任が気づく場合が多いものです。授業に集中しない、知的な遅れがあるとは思われないのに学習の成果が上がらない。あるいは、その生徒の行動によって、学級全体が落ち着きを欠き、生徒同士のトラブルも増えるなどの状況が生じると、担任は自分の指導力不足ではないかと悩みます。

また、生徒に発達障害の可能性があることに気づいても、担任一人で解決しなくてはならないと孤軍奮闘していたり、保護者との共通理解が図れず苦労していたりする場合も考えられます。

(1) 職員同士の相談窓口の必要性

校内支援体制を整えるためには、まず、担任が自分一人の責任と問題として抱え込んでしまわないように、学校全体が気軽に自分の学級経営や指導等について、相談し合える雰囲気づくりが必要です。相談窓口（特別支援教育コーディネーター）を明らかにしておくことも有効です。

(2) 生徒の様子を複数の教職員で見合うこと

担任が問題を抱えた際、相談にのるだけではなく、教職員間でできるだけ時間調整をして、実際の学級や個々の生徒の様子を複数の職員で見合うことが必要です。問題状況の共通理解がしやすくなるだけではなく、それまで同じ授業場面でも担任が気づかなか

った様々な視点から、実態を把握することが可能になったり、場面によって異なる生徒の様子に担任以外の教師が気づいたりすることができ、問題状況の分析や対策を検討する際の重要な手がかりが得られることがあります。

(3) 専門的な支援

担任が、専門的な支援（心理検査等の実施、検査結果の解釈、生徒の認知特性に応じた環境の調整や指導方法についてのアドバイスなど）が得られるように、特別支援教育コーディネーターなどが特別支援学級等担当や、その他校外の関係機関との連絡・調整を図ります。

(4) 積極的な情報収集とその提供

校内研修会など学校全体で行う研修だけでなく、担任が必要なときに、参考となる資料が得られるように、関係する文献を職員図書として職員室の一部のコーナーなどに設置したり、他校や一般の研修会の資料を共有できるようにしたりするなど、積極的な情報収集とその提供も担任支援として有効です。

Ａ－３　保護者との連携　⇒　Ｑ３１

教師が学校生活における生徒の一番身近な支援者であるように、保護者は、家庭、地域生活における支援者です。家庭によって養育スタイルの違いはあっても、その生徒の誕生からこれまでの生育に関する情報を一番豊富に持っており、何よりも生徒の健やかな成長を願う気持ちを強く抱いている点で、強力な支援者の一人です。

したがって、教師が、保護者のこれまでの子育ての苦労や知恵に学びながら、連携して支援しようとする姿勢を持つことは大変重要なことです。

Ａ－４　周囲の生徒の理解

発達障害の可能性のある生徒の個性的な学習スタイルや特別な教育的支援について、周囲の生徒が正しく理解することも大事なことです。

教科書にふりがなを振ったり、場合によっては電子辞書を利用したりするなど、個々の実態に応じた特別な教育的支援は、視力が低い人が眼鏡をかけるように当たり前のことであると周りが理解することで、本人も指導・支援が受けやすくなります。このことによって、周囲の生徒が本人の学びやすさや生活しやすさについての工夫ができるようになります。

こうした、特別な教育的支援を当たり前として受け止められるような理解の基盤として、日常的にお互いのよさや違いを認め合い、尊重し合えるような学級経営が必要です。

Ｑ２８　校内委員会とは、どのような委員会ですか。

Ａ－１　校内委員会の役割

校内委員会とは、学校内に置かれ、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援の在り方等について検討したり、達成度や支援方法が適切であったかどうかを評価したりします。学校によって名称が異なっても、同様の機能を有する場合は、その会議や部会なども含みます。

校内委員会の役割は、生徒の実態把握、および「いつ」「誰が」「どこで」「どのような」指導・支援をしていくか指導・支援の検討を行い、校内支援体制を構築することです。また、必要に応じて専門機関につないだり、特別支援アドバイザー（県）などの派遣申請を検討したりします。

ケース会議等で作成された「個別の指導計画」などを最終確認し、校長以下、関係職員で共通理解を図ります。

Ａ－２　校内委員会の組織

校内委員会の構成は、以下のようなメンバーが適当ですが、学校の実情に即して柔軟に決めていくと、より機能的になります。ケース会議とは役割が異なりますので、構成メンバーも違ってきます。

NO	構成メンバー	校内委員会	ケース会議
1	校長	○	（○）
2	教頭	○	（○）
3	教務主任	○	（○）
4	特別支援教育コーディネーター	○	○
5	生徒指導主事	○	（○）
6	学年主任	○	（○）
7	養護教諭	○	○
8	教育相談担当	○	（○）
9	スクールカウンセラー	○	○
10	教科担任	（○）	○
11	担任	（○）	○
12	その他（必要に応じて進路指導主事等）	（○）	○

特別支援教育コーディネーターが、校内において、特別支援教育推進の要であるのに対し、校内委員会は、推進基地と言えます。支援が組織的に行われるためには、この基地からの全校への発信が重要です。

Ｑ２９　特別支援教育コーディネーターの役割は、どのようなものですか。

Ａ　基本的な役割

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するキーパーソンとしての役割を担う者を指します。

校長が、役割を担うことができる教員を指名し、校務分掌に位置付けます。

大規模校や高等学校においては、実情に応じて、複数指名することも効果的です。

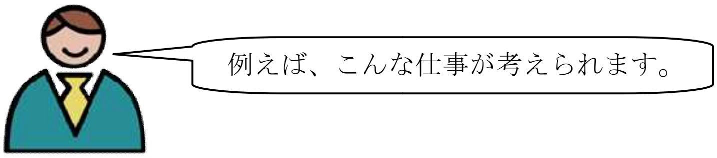

(1) 校内では

・校内委員会の計画・運営をする。
・実態把握のための手立てを職員に提示する。
・校内研修会の企画・運営（講師招聘等）をする。
・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用に向けて計画・運営をする。（チームを組織する。原案をつくる。）
・担任の相談に応じる。（担任支援）
・打ち合わせや職員会議を活用し、全職員の共通理解を図る。
・ケース会議を開く。
・支援を必要としている生徒の情報等を、管理職に随時報告・相談する。

(2) 校外では

・特別支援アドバイザー（県）の要請依頼をかける。
・必要に応じて、関係機関（中学校・大学・医療機関・福祉機関・特別支援学校など）と連絡を取り合う。

(3) 保護者対応では

・保護者の相談窓口となる。（保護者支援）

特別支援教育コーディネーターは、校内において、特別支援教育推進の要となります。

校内に在るバラバラの支援方法などをつなぎ、チーム支援のリーダー役を担います。

Ｑ３０　特別支援教育コーディネーターの活動事例を紹介してください。

中学校に特別支援学級等が設置されている場合は､特別支援学級等担当が特別支援教育コーディネーターを担当しているケースが多く､そのことを生かした取組が実施されています。また、高等学校では、各学校の特色が様々であることから、実情に応じた工夫がされています。

以下に、学校の体制毎に取組事例を示しますが、体制が異なっても活用できる工夫事例が多いですので、ぜひ参考にしてください。

事例１　特別支援学級が設置されている中学校の活動事例

○ 校内委員会の企画・運営を行う

・生徒指導委員会とあわせて校内委員会を定期的に開催し、通常の学級や特別支援学級に在籍する「特別な教育的支援を必要とする生徒」への対応について話し合っています。

・校内委員会では、実態把握に基づいて、本人の困難さの状況やそのことへの対応などについて協議し、支援方策を具体的に決定しています。次回の校内委員会では、その対応の成果と課題を振り返るとともに、次の対応策について協議しています。

○ 特別支援学級担任と他の教員の連携した取組を進める

《特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターを担当しているケース》

・特別支援学級の授業に、通常の学級の教科担当に積極的に入ってもらいます。各教科担当が授業を行う際には、特別支援学級での指導ルール(環境設定も含め、特別支援教育の視点を明確に取り入れたもの)に基づいて指導を行ってもらいます。この取組を通して、各教科担当が特別支援教育における環境設定や指導内容・方法を身に付けられるようにしています。

○ 生徒指導等との連携を推進する

・毎週実施している生徒指導委員会に、特別支援教育コーディネーターも参加し、特別支援教育の視点から意見を述べ、指導に生かすようにしています。適応指導教室等に

通う生徒の中にも発達障害の可能性のある生徒もいるので、そのことを踏まえ支援体制づくりを進めています。
・校内の支援ルーム（適応指導教室等のようなもの）の運営に特別支援教育コーディネーターが携わっています。校内の教員が交代で、支援ルームに通う生徒と積極的に関わるようにして、特別支援教育と生徒指導（教育相談、不登校支援）の連携を図っています。
・学級編制の話し合いに参加し、生徒の様子などを伝えるとともに、特別支援学級等との交流学級も決定しています。

○ 小学校、特別支援学校との連携を推進する
・学区の小学校の実態把握として、特別支援学級の授業参観を行っています。また、放課後に小学校の担任と懇談する時間を設定し、配慮事項を確認しています。
・居住地校交流を実施します。特別支援教育コーディネーターが目的や内容を明確化するとともに、実施計画を作成し、校内の教員と協力して実施しています。

○ 実態把握を工夫する
・全職員で行動チェックリストを活用した実態調査を行います。そして、レーダーチャートを作成して生徒の特徴をつかみ、指導・支援の参考としています。

○ 特別支援アドバイザーを校内研修で活用する
・県の事業である特別支援アドバイザーを活用します。教員の授業を観察してもらい、教員の指導・支援の課題について助言をいただきます。全職員への校内研修会では講師を務めてもらい、課題と指導・支援の改善について共通理解を図っています。

事例２　通級指導教室が設置されている中学校での活動事例

通級指導教室担当が特別支援教育コーディネーターを担当するケースも少なくありません。事例１の取組事例とあわせて参考にしてください。
・通級指導教室担当者が通常の学級と特別支援学級、両方の指導経験が豊富なため、校内全体の実態把握から指導支援の内容・方法まで助言を行っています。
・中学校に配置されたスクールカウンセラーが近隣の小学校からの相談にも応じるケースがあり、スクールカウンセラーと通級指導教室担当が連携して取り組んでいます。

事例３　特別支援学級等が設置されていない中学校での活動事例

○ 特別支援アドバイザー、特別支援学校のセンター的機能などを活用した校内体制づくりを進める

・特別支援教育コーディネーターに特別支援教育の経験がなくても、前任者からの引継ぎを基に、特別支援アドバイザーや特別支援学校のコーディネーターを積極的に活用しながら、実態把握や指導・支援の内容と方法の検討を進めています。

・事例検討会では、特別支援教育コーディネーターだけでなく、特別支援アドバイザーや指導主事が同席して、学年職員で検討することで、特別支援教育の取組を進めることができます。また、組織的・継続的に指導・支援にあたれるように、「個別の指導計画」の作成・活用を積極的に進め、具体的な方策を検討していきます。

○ 独自資料や校内通信などにより特別支援教育を推進する

・養護教諭が特別支援教育コーディネーターを務め、配慮が必要な生徒の二次障害にも気にとめて、関係する教員全員での協議や他機関との連携にも努めています。

・生徒指導と連携して、週１回は情報交換を行います。また、全体計画や個別の資料等を「○○中バージョン」として作成し、全教職員に資料として提示しています。

・若年層の教職員を含め、全職員への理解・啓発を図るため、コーディネーター通信や事例検討会議の報告を作成しています。

事例４　高等学校での活動事例

○ 校外での研修や特別支援アドバイザーなどを積極的に活用する

・特別支援教育コーディネーターが、総合教育センターや特別支援教育課、教育事務所主催の連絡会や研修会に積極的に参加し、専門性を身に付けるようにしています。

・特別支援アドバイザーや指導主事の派遣を要請して、個別の事例への対応を検討します。特別支援教育コーディネーター、担任のみならず、学年職員も同席して事例検討を行うことで、特別支援教育に関する基本的な内容について理解し、学校や学年としての体制をつくっています。

・同時に、管理職の理解の下、見通しを立てて、学校内外の支援体制の構築（保護者への啓発、医療機関や専門機関との連携、移行支援）に、取り組んでいます。

○ わかりやすい授業づくりを進める

・発達障害の理解に関する研修も兼ねて、「どの子にもわかる授業づくり」という視点で授業研究を行います。その際、発問、板書などを含めた授業の工夫について、特別支援アドバイザーや指導主事から指導・助言を受けます。

・特別支援学校との授業交流会を実施します。相互に授業を参観し、また一緒に生徒を指導することも行うことで、高等学校にとっては支援や配慮のポイントを理解する機会となります。

○ 保護者の要望に応え、支援体制の充実を図る

・保護者の「発達障害の診断を受けているので配慮をしてほしい」との要望から、特別支援教育コーディネーター、担任が生徒の様子を観察したり、本人の要望を確認したりします。スクールカウンセラーも加わり、具体的な支援方法を検討しています。

・さらに、校内委員会を開催し、担任から生徒・保護者の要望や生徒の様子を報告するとともに、特別支援教育コーディネーターから具体的な支援方法を提案します。そして、特別支援教育コーディネーターから全職員に配慮事項を伝えています。

○ 面接やチェック表を活用し、実態把握を行う

・教育相談部と連携して新入生全員と面接を行い、特別な教育的支援を必要とする生徒についても理解を図るようにします。転入生についても、随時、面接を行います。

・総合教育センターの支援ガイドブックを参考に、「行動の気になる生徒のチェックリスト」を活用するとともに、必要に応じて事例検討会議を開催します。

Ｑ３１　保護者との連携は、どのように図ればよいでしょうか。

Ａ－１　保護者との連携について配慮すること

(1) 保護者のしつけや養育の問題として指摘をしない

発達障害の可能性がある生徒が学校生活でトラブルを起こしたり、不適応を起こしたりすると、保護者は「子育てを批判されるのではないか」「家庭内の問題について指摘されるのではないか」という不安を持ってしまうことがあります。

また、生徒の問題状況が改善されずに、教師の「学校では対応が難しい」などの発言は、保護者が「自分のしつけに問題があるのでは」と自分を責めることつながります。ついには、「生まなければよかった」と本人を責めることになりかねません。追い詰められた保護者は、本人の問題点やできないところばかりに目がいきがちになり、注意や叱責の機会が増えることになります。

このような誤った対応の積み重ねで、不登校や反社会的な行動等、二次障害を引き起こすことも少なくありません。

教師と保護者が協力体制にあることは、本人への指導・支援を的確なものにするためには欠かせません。教師は、生徒の抱えた問題を保護者のしつけや養育の問題として指摘をしないように配慮し、これまでの子育ての苦労や知恵に学びながら、連携して支援しようとする姿勢を持つことが重要なことです。

(2) 保護者の理解と協力を得るために、粘り強く相談する

発達障害の可能性のある生徒への支援のためには、保護者に学校での対応を説明し、理解を得ることが大切です。また、保護者への定期的な相談会を設けたり、相談の中で「困っていることはありませんか？」など、保護者の苦労に共感し、家庭と学校が共通理解したりしていくことも、本人への指導・支援に有効となります。

本人の状況から、特別な教育的支援が必要と判断しても、すぐに保護者の理解が得られない場合も多くあります。特に、障害という言葉に抵抗感を持ったり、すぐに特別な支援を受け入れることに難色を示したり、時間がかかったりする場合もあります。

このような場合は、学校での様子や支援などの情報をきちんと伝えて、家族の思いを感じるという姿勢を大切にしながら、粘り強く相談していくことが大切です。

⑶ 「保護者は支援チームの強力な支援者である」として位置づける

保護者は、本人の生育歴に関する情報を一番豊富に持っており、一番近くにいる強力な支援者の一人です。保護者と対等な関係を築くための配慮をしながら、重要な支援チームの一員として位置づけ、協働することが必要です。「個別の指導計画」の作成にあたっても、保護者との連携は必要です。できるだけ将来の生活を見通しながら、今、どのような支援が必要なのかを話し合い、計画に盛り込んでいきます。

そのためには、特別支援教育コーディネーターとも協力して、チーム内での役割分担を明確にしていきます。また、生徒の教育的ニーズに応じて関係機関、関係団体につなげることも連携では必要なことです。

Ａ－２　保護者との連携を深めるために

⑴ 保護者との信頼関係を築く

保護者との連携を深めるためには、まずは話し合いができる関係づくりに心がけることです。そのためには、保護者の困っている状況に対して、「一緒に解決していきましょう」という共感的な姿勢が必要です。信頼関係づくりが進んだら、本人の問題となる状況について共通理解を図ります。一般的には、コミュニケーションを重ねるほど、お互いの信頼関係が成立し易くなります。

話し合いの内容は、主に本人の学習や生活上の状況についてであり、「ＡＤＨＤかもしれません」などと障害名をあげて話したり、「すぐに病院で診断を受けてください」と発言したりすることは避けるべきです。本人の問題の状況が話題になると、保護者は不安や抵抗感を抱くことがあると十分認識し、安心して話せるような場の設定や雰囲気づくりにも配慮することが必要です。

そうすることで、お互いの信頼関係が深まり、連携の絆は更に強くなっていきます。

⑵ 生徒のリソース（援助資源）を保護者と探す努力をする

教師は、保護者を生徒支援のパートナーとして、「何ができるか」を共に考え、問題に対処することが重要です。保護者からの教育的ニーズを聴きながら、共に育てようという姿勢を示します。

面談では、友だちとのトラブルを「友だちをつくろうと頑張っていますが、方法が違っていたようです」というように具体的に伝えます。その際、保護者の不安が大きくならないように、本人の問題と思われる内容だけではなく、学校での様子から見える「得意なこと、興味・関心があること」などの生徒のリソース（援助資源）についても伝える努力をします。

また、保護者からも家庭で見える生徒のリソースを聞きながら、これからの支援につなげる「生徒の総合的な情報」をとらえる姿勢で話し合いを進めます。このような話し合いがスムーズに図られるためには、問題が起きたときだけ連絡するのではなく、普段から連絡を密にして、生徒のリソースを保護者と探す努力をしておくことも大切です。

そして、「こうして指導をしていきたいと思います」「協力をしてください」と学校の支援の姿勢を示し、保護者の協力を求める気持ちを伝えるように心がけます。

(3) 校内体制や関係機関との連携を進める

話し合いの中で、保護者から「我が子は発達障害なんでしょうか」といった疑問が出されることもあります。医師の診断の必要性などについての話題が出てきたら、関係機関との連携が必要になります。

適切な支援は、校内の教職員だけではなく、関係機関や様々な立場の人々の共通理解と協力によって可能になります。診断名や障害が付いている、付いていないによって支援が変わることはありませんが、生徒の持っている教育的ニーズに応じて必要な支援のあり方を検討して、理解し合って実践していくということが求められます。

また、大事なことは、学校として「できること」、「できないこと」を、明確にしておく必要があることです。

発達に応じて、生徒への様々な教育的ニーズがあがってくることが予想されます。専門家の判断が必要と思われる場合には、支援チーム派遣や専門機関につなぎます。「個別の指導計画」の作成では、家庭・学校・関係機関の支援チームの参加を図ることも連携を深めることにつながります。

Ｑ３２　学校間では、どのような連携が考えられますか。

Ａ　学校間の連携では、進学等における引継ぎが重要です

小・中学校及び高等学校間の連携の目的は、環境が変わっても、その児童生徒にとって必要な指導や適切な支援が継続されるようにするためです。したがって、卒業や進学等に際して、引継ぎを効果的に行うことが、大変重要になります。

引継ぎの内容としては、児童生徒の障害特性とともに、その児童生徒に効果のある指導・支援の具体的方法や留意点を引き継ぐことが重要です。

例えば、「授業中にイライラしてきたら、パニックを起こす前に、別室に行くことを許可していた」「そのとき、先生に対して必ず断る約束になっていた」「周囲の生徒には、このことをこのように説明していた」など、具体的に引継ぐことが必要です。

発達障害の可能性のある生徒を「困った生徒」と位置づけ、「校則に合わないから」「今まで認めてないから」と、引継いだことを無視すると、その児童生徒が不適応を起こし、二次障害に陥る可能性もあり、かえって問題を深刻化させてしまいます。

発達障害の可能性のある生徒は､他の生徒と同じようにやろうとしてもうまくいかないことも多いので、周囲が「困っている生徒」と受け止め、困っていることを少しでも軽減して、学習や生活が円滑にできるよう指導・支援していく姿勢が大切です。

指導・支援の方法に変更や改善が必要な場合は、本人と相談して、慎重に進める必要があります。また、「進学したので、今までの自分を変えたい」という願いを持っていることもありますので、入学後は、本人との教育相談を密にすることが大切です。

発達障害の可能性のある生徒の中には､授業や対人関係では問題となるような行動を起こさないものの、実際は学習上に困難さを感じていたり、日常のコミュニケーションを苦手にしていたりなど、様々な困難さのあるケースがあります。このような生徒についても、本人の実態と指導・支援の方法について、適切な引継ぎが必要です。

また、発達障害は医師の診断によって確定するものですが、発達障害の可能性のある生徒の多くは医師の診断を受けていないという現状もあります。したがって、診断書がない場合でも、個別の指導・支援をしていくことが必要です。

引継ぎの工夫としては、学校間での合同授業研究会や相互参観などを実施し、児童生徒の実態や指導・支援の方法を見たり、あるいは実際に指導・支援などを体験してみたりすることも有効です。また、年度末の引継ぎに限定せず、各学校の特別支援教育コーディネーターが定期的に情報交換するなど、連絡を密にするとよいでしょう。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用することも有効です。市町村によっては、保護者がサポートファイルを持っているケースもありますので、保護者から進

学先などに情報を提供することも考えられます。

特別支援学校との連携では、例えば転出入の際に、小・中学校及び高等学校間の引き継ぎと同様に行うとよいでしょう。もちろん、普段から「特別支援学校のセンター的機能」や「交流及び共同学習」を活用することが大切です。

Ａ－１　小学校から中学校への引継ぎは？（中学校側から）

⑴ 年度末の引継ぎに加えて、情報交換の機会を設ける

・中学校区の関係者による年度末の引継ぎを行います。さらに、入学後に連絡会を設定し、「入学後に必要とされる情報」を得るようにします。必要に応じて小・中学校の関係者が年度内に何回か情報交換を行うことが、大変有効です。

・入学後、小学校の頃と状況が大きく変わることもあり、引継ぎの内容に必要となる情報が不足していたということもあります。このような場合、疑問となっている情報を小学校に問い合わせることで、より生徒の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うことができます。

・年度末の引継ぎに加え、入学直前に担任、特別支援教育コーディネーターと養護教諭が、再度情報の確認をします。

⑵ 特別支援学級に在籍する生徒の場合は、特に丁寧に引継ぎを行う

・特別支援学級に在籍する生徒については、小学校の担任と相談して、中学校での学習や生活を体験する機会を入学前に設定します。また、中学校での一日の流れや生活について本人に伝えたり、質問に答えたりして、入学にあたっての不安を軽減するよう配慮します。

・小学校の特別支援学級の授業研究会に中学校の特別支援学級担任が参加し、児童の実態を実際に把握したり、必要な配慮を確認したりします。

⑶ 入学前に校内委員会を開催するなど、受け入れ準備に取り組む

・小学校からの情報を基に、入学前に校内委員会を開き、発達障害の可能性のある生徒への対応について、予測できることを話し合います。具体的に、どのような指導・支援をする必要があるかを、事前に準備しておくことで、入学から１学期前半を円滑に過ごすことができます。

・各市町村共通の様式で「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」が作成されていますので、保護者の同意のもと、中学校での支援の参考にします。

Ａ－２　中学校から高等学校への引継ぎは？

高等学校では、発達障害の可能性のある生徒への支援方法などの情報をできるだけ早く把握したいと考えていますが、中学校との連携がなかなか円滑に進んでいないという課題を抱えています。入学者選抜から入学までの期間が短いことから、連携がうまく進まない状況もありますが、各学校や地域においては様々な取組が行われています。

入学後の学校生活が円滑なものとなるためにも、中学校と高等学校の双方で、連携のための工夫を行う必要があります。

(1) 中学校側から

・高等学校でも継続して欲しい指導・支援などについて、保護者の同意のもと、移行支援計画を作成し、高等学校への引継ぎの資料とします。

・高等学校入学後に情報提供できるように、学習面・対人関係・社会性のほかに、早期から小学校までの指導・支援に関する情報、中学校での在籍学級や交流及び共同学習での状況、有効だった指導・支援の内容と方法、家庭環境や保護者の障害理解の状況、校外の専門機関との連携の状況などについて事前に整理しておきます。保護者の同意のもと、入学後に高等学校に情報を提供します。

・入学前に引継ぎの機会を設け、特別な教育的支援の必要な生徒について情報交換を行います。入学後も必要に応じて連絡を取り合い、よりよい指導・支援へとつなげます。

・高校の通学区域にあたる市町村が連携して、中・高の連絡協議会を設定します。各学校の特別支援教育コーディネーターが、特別な教育的支援の必要な生徒について情報を持ち寄り、指導・支援の在り方について協議します。

(2) 高等学校側から

・入学者選抜において特別配慮申請が提出された場合には、出身中学校と連絡を取り、検査の際の具体的配慮について検討します。また、入学決定後には、例えば座席はどこがよいか、授業中にどのような具体的支援を行うのかなどについて、出身中学校と引継ぎを行います。

・中学校との連絡協議会等の場を活用して、特別な教育的支援の必要な生徒の情報を得るようにします。

Ａ－３　特別支援学校との連携は？

(1) センター的機能とは

地域の特別支援教育を推進する体制を整備するために、特別支援学校が中核的な役割を担うことを期待されています。中学校・高等学校に在籍する発達障害の可能性のある生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育を提供するには、特別支援学校が高い専門性を生かしながら、地域の学校を積極的に支援していくことが求められています。

(2) センター的機能の具体的内容

センター的機能

- **出張教育相談**
  - ・相談依頼のあった小中学校への職員の派遣
  - ・教育相談リーフレットの配布
- **地域支援**
  - ・地域支援コーディネーターを配置。
  - ・本校の児童生徒と関わりのある医療機関や就学前施設とのケース会の実施。
- **医療的ケア**
  - ・医療的ケアコーディネーターを２名配置。
  - ・医療的ケアに関わる関係機関との連携、看護師と養護教諭との連携、保護者・教員の相談に対応。
- **交流および共同学習**
  - ・近隣の公立校と学校間交流を年数回実施。
  - ・本人、保護者の教育的ニーズに応じて居住地校交流を実施。
- **情報の発信**
  - ・ホームページ内の教育相談情報の充実。
  - ・ホームページ内に教材教具の紹介欄を新設。
  - ・メールによる相談活動の実施。
- 研修会
  - ・教育相談依頼のあった相手先に本校の「自立活動研修会」（夏季休業中に限定）を案内。
  - ・各市教育委員会主催の研修会、各学校における校内研修会に、本校の職員を講師として派遣。

(3) 交流及び共同学習とは

誰もが人格と個性を尊重し合える共生社会の実現のためには、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちや地域社会の人が触れ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

障害のある児童生徒が小学校、中学校、高等学校の児童生徒と共に活動することは、双方の児童生徒の社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしていま

す。学習指導要領においても、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されています。

(4) 交流及び共同学習の具体的内容

○ 直接的な交流

① 学校間交流

・地域の小・中・高等学校の児童生徒と特別支援学校との交流

・交流会、学校行事の相互招待

・生徒会同士による交流

② 学校行事における交流及び共同学習

・運動会、学芸祭の招待や合同開催

・修学旅行・遠足、社会科見学などの合同実施

③ 児童会・生徒会における交流

・委員会活動への参加など

④ 教科等における交流

・特別支援学校の児童生徒が、小・中・高等学校において授業を受ける。
（小・中・高等学校から特別支援学校も可能）

○ 間接的な交流

① 特別支援学校の児童生徒の美術作品を、市内小中学校に巡回展示する。

② 特別支援学校の児童生徒の美術作品を、公共施設等に常設展示する。

③ 生徒会による通信の交換

④ 小・中・高等学校の学校通信、学年便り等を、特別支援学校に在籍している児童生徒に届ける。

○ 地域の人々との交流

① 地域行事への参加：祭礼、大掃除、子ども会

② 地域の人々との学習

・地域の農業、工業などのプロを招いての学習、講話

・ボランティア講師の活用

Ａ－４　高等学校から進学先や就業先への引継ぎは？

発達障害の可能性のある生徒は、本人の特性に合った労働や環境を用意すると、自身の能力を発揮し、成果を上げることができます。したがって、進学先や就業先への引継ぎは重要です。

例えば、在学中に活用していた「個別の指導計画」に基づいて、移行支援計画（ライ

フスキルの観点から作成したもの)を作成し､引継いでいくなどの工夫が考えられます。できれば､直接現地に出向いて､本人の特性や支援方法について伝える必要があります。

・地域の中核地域生活支援センター、ハローワーク等の機関と連絡協議などを行い、**生徒の在学中から就労及び就労後の支援について共通理解**を図ります。

・大学等においては、**学生相談室や学生支援センターなどの担当部署**が中心となり、発達障害の可能性のある学生の個別の指導・支援、関係する教職員や部署間との調整が実施されているところもあります。本人・保護者の了解のもと、このような相談部署への情報の引き継ぎや､本人が入学後に学内の相談部署を活用できるようにしておくことも考えられます。

・卒業後も、できるだけ本人の相談にのるようにします。トラブルが起きて退職した後では対応が難しいので､できるだけ早い段階で連絡を取れるように就業先にもお願いしておきます。

Ａ－５　卒業後を見据えた連携は？

(1) 本人や家族が孤立しないよう支援をつなぐ

最も避けたいのは、退学や進路が決まらないままの卒業によって、本人や家族が孤立してしまうことです。本人の所属する場がなくなってしまう場合、本人や家族が「その後」を考えるために必要な情報や助言を得ることのできるような相談機関などにつなげられるとよいでしょう。

在学中から相談機関との相談を開始できるようにしておくと､情報の引継ぎがスムーズになるでしょう。

(2) 必要な時に必要なリソースが活用できるよう先を見据えてサポートする

大学生活における生活面でのサポートや､就職後の就業継続や生活面でのサポートなどに関しては、学校間、学校と就業先との連携だけでは足りない場合もあります。その際には、福祉関係などの相談窓口との連携が必要になることもあります。

連携が必要な段階になって、福祉関係の相談窓口や名称に「障害」という文言が含まれる機関の利用を検討しても、本人や保護者に抵抗感が生じたり、利用のために必要な条件（診断を受けていることなど）をクリアできていなかったりして、つながりづらいことがあります。

将来的な必要性を見越して､早い段階から本人や保護者との話し合いを重ねていけるとよいでしょう。

Ｑ３３　校外の機関とは、どのような連携が考えられますか。

Ａ－１　県教育委員会の事業の活用

(1) 特別支援アドバイザー

本事業は、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校の要請に応じて、臨床理士等の専門職員である特別支援アドバイザーを派遣し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方等について、教員、特別支援教育支援員、ボランティア等に助言・援助を行い、特別支援教育の充実を図る事業です。

特別支援アドバイザーは、具体的には、次のような内容の助言･援助を行います。

・実態把握や学習上、生活上の指導・支援の在り方に関する助言・援助
・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用に関する助言・援助
・特別支援教育コーディネーターの業務に関する助言・援助
・特別支援教育推進のための校内支援体制づくりに関する助言・援助
・特別支援教育に関する研修会開催に関する助言・援助
・保護者や関係機関等との連絡調整に関する助言・援助

※派遣を希望する市町村立中・高等学校は市町村教育委員会に、県立高等学校は教育事務所にお問い合わせください。

(2) 千葉県特別支援教育専門家チーム

学識経験者（大学教員、心理学の専門家など）や教育関係職員（県総合教育センターや各教育事務所の指導主事など）で構成されています。県立高等学校からの要請に応じて、教職員を対象とした研修会や事例検討会に専門家チーム委員を派遣し、障害の特性及び望ましい教育的対応等について助言を受け､校内の特別支援教育体制推進を図ることできます。

※派遣を希望する県立高等学校は、千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課にお問い合わせください。

Ａ－２　相談機関との連携

(1) 発達障害等に関する相談　　※巻末の一覧表を参照

臨床心理士をはじめ、発達障害を専門とする方による「総合支援」が受けられます。また、発達障害の正しい理解や支援方法を広める活動もしており、研修会の講師として来校してくれます。

(2) 教育相談　　※巻末の一覧表を参照

発達障害の可能性のある児童生徒の発達や指導・支援に関する相談を行っています。

(3) 医療機関との連携

千葉県が運営しているサイト「ちば医療なび」があります。

ホームページアドレスは、http://www.iryo.pref.chiba.lg.jp/

キーワード検索で「発達障害」と入力してください。

Ａ－３　発達障害に関する研究成果や研修事業の活用

(1) 国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育情報センター

発達障害教育情報センターでは、発達障害のある子どもの教育の推進･充実に向けて、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに広く国民の理解を得るために、Web サイト等による情報提供や理解啓発、調査研究活動を行うことを目的としています。

ホームページアドレスは、http://icedd.nise.go.jp/

(2) 千葉県総合教育センター特別支援教育部の研修事業

千葉県総合教育センター特別支援教育部が実施する平成 25 年度研修事業を一部紹介します。

詳細は、千葉県総合教育センターホームページ（ http://db.ice.or.jp/nc/ ）または、特別支援教育部にお問い合わせください。

平成 25 年度研修事業一覧（希望研修）　※一部、抜粋

○ 基礎から学ぶ発達障害

特別支援教育概論。発達障害のある子どもの特性や支援・指導の方法について学ぶ。

○ 実践力アップ研修 -発達障害のある子のつまずきとその指導-

基礎的な知識を持つ方を対象に発達障害のある子どもの効果的な指導方法について専門的な知識を学ぶ。

○ 高等学校における発達障害者支援

高等学校において、学習上・生活上つまずきや困難さが見られる生徒の基礎的理解と具体的な対応について学ぶ。また、不登校や二次障害、卒業後の支援に向けての対応について学ぶ。

○ 特別支援教育コーディネーター研修

特別支援教育コーディネーターの役割と連携のあり方、校内支援体制の整え方、発達障害のある子の理解と支援、教育相談のあり方等についての講義と演習を通して、コーディネーターの資質及び指導力の向上を図る。

Ａ－４　福祉や就労の相談機関との連携

⑴ 福祉に関する相談　　※巻末の一覧表を参照

○「中核地域・生活支援センター」

千葉県独自の事業で、民間サイドの福祉サービスで「子ども・障害者・高齢者等がありのままにその人らしく地域で暮らせる社会の実現」を目指しています。一人一人の生活状況に合わせて、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を 24 時間 365 日体制で行う機関です。

○「市町村の福祉の窓口」

各種の相談にのってくれるもっとも身近な機関です。市町村の福祉の窓口では、各種機関への紹介をはじめ、様々な手当の交付や受付を行っています。

○「児童相談所」

すべての子ども（18 歳未満）を対象とした相談機関です。必要に応じて、医学的・心理学的・社会学的及び精神衛生上の面から判断・判定し、それをもとに子どもの家庭の指導と治療を行っています。相談には予約が必要ですが、電話相談もできます。県内には、担当区域ごとに６つの児童相談所が設置されています。

⑵ 就労に関する相談　　※巻末の一覧表を参照

○「ハローワーク」

地域に根ざした総合的な雇用サービスを行う機関です。窓口を通して職業相談や求人情報の提供を行っています。就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が職業相談などを行っています。

○「障害者職業センター」

障害のある方を対象とした、職業リハビリテーションサービス（職業相談・職業評価・職業準備支援等）を実施する機関です。

○「障害者就業・生活支援センター」

障害者の就職のための相談や職業的能力の評価、事業所に対する受け入れ指導を行っています。

○「若者サポートステーション」

ニート・ひきこもりなどの理由で就労に悩む若者や、その家族を支援するための窓口です。各種支援団体と連携をとりながら、就労できるまで継続したフォローを行っている機関です。